

令和 4 年 5 月 27 日現在

機関番号：14401

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2018～2021

課題番号：18K01315

研究課題名（和文）経済刑法総論の探求及びそれに基づく特別刑法の解釈・運用について

研究課題名（英文）General theory of economic crime and its application

研究代表者

品田 智史（SHINADA, Satoshi）

大阪大学・高等司法研究科・准教授

研究者番号：60542107

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,300,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、通常の経済活動や刑法外の禁止行為と隣接性・連続性を持ち、それゆえに、刑罰がエンフォースメント手段として他の制裁と並置されている領域を経済刑法として取り扱い、その領域設定の妥当性や、領域固有の法律問題が存在することを検証し、罪刑法定主義や故意その他の主観的構成要件、違法性に関する一般的原理などに関して検討を行った。また、その成果に基づいて、デジタル決済制度、商業賄賂、消費者保護法などについて、立法論なども含めた具体的検討を行った。

研究成果の学術的意義や社会的意義

従来、経済刑法各論は、刑法学と各法システムの狭間において曖昧な状態にあったが、本研究では、それらの経済刑法各論に一般的に妥当する総論的原理を探求することで、経済刑法固有の問題を明らかにし、その解決策を示すと共に、経済刑法として取り扱われるべき法領域の持つべき特性を示した。それにより、刑法学において議論すべき点を明らかにするとともに、各法システムの側においても、刑法学との役割分担に関する手掛かりを示すことができたと解される。

研究成果の概要（英文）：In this study, we treated as economic criminal law an area that has adjacency and continuity with ordinary economic activities and prohibited acts outside of criminal law and, therefore, in which punishment is juxtaposed with other sanctions as a means of enforcement. We examined the adequacy of our treat and the existence of area-specific legal issues (nulla poena sine lege, Mens rea and other subjective requirements and General principle of illegality). Based on the results of the study, we also conducted specific studies on digital payment systems, commercial bribery, and consumer protection laws, including legislative theory.

研究分野：刑法

キーワード：刑法 経済刑法 経済法 金融商品取引法 消費者保護法

1. 研究開始当初の背景

経済刑法について、その外延を財産犯にまで拡張すべきかどうかは争いがあるものの、中核領域として、経済に関連する諸制度自体を保護法益とする刑罰法規、当該制度の関係者たる国民(の財産)を総体として保護法益とする刑罰法規が含まれていることにはほとんど争いがない(代表的な例として、独占禁止法や金融商品取引法などが挙げられる)。これらの刑罰法規は、刑法典には存在せず、関連する諸制度について規定されている各法典の中で、罰則として規定されているのが通常である。

我が国では、経済刑法という刑法の一分野においては、従来、その範囲に関連する保護法益論や歴史的展開などが重点的に研究されてきた。他方、その外延が不明確な点も相まって、各刑罰法規は、基本的に個別的・断片的に分析され各法システム内で完結しており、それを越えた議論は行われてこなかった。そのため、経済刑法という法領域に共通する(そして、刑法総論においては議論が尽くされていない)要素の有無や内容についての検討、すなわち、経済刑法総論と呼ばれる領域の検討が、法人処罰などの一部の領域を除いて、必ずしも十分に行われてこなかったように思われる。

それでは、経済刑法の各刑罰法規に共通する特徴とはどのようなものであろうか。上述の通り、経済刑法の中核部分を占める刑罰法規は、刑法典ではなく、各法典内の罰則という形で規定されている。そのため、犯罪構成要件であると同時に、各法システムの一部でもある。もちろん、特別刑法は経済刑法分野に限られたものではない。他の特別刑法から経済刑法を切り取るもう一つの重要な特性として、経済活動に対する規制としての位置づけが挙げられる。すなわち、経済刑法は日常生活と隣接性を有する行為態様を処罰の対象とすることが多く、許される行為と許されない行為の区別が困難である一方で、その名宛人たる経済活動従事者からは処罰範囲の明確な画定が求められている。そして、特別刑法であることに鑑みてそれ以上に重要なのは、そのように日常的な経済活動と隣接する犯罪行為を罰則が規律することで、各刑罰法規は、当該法システム内においては、他の禁止行為抑止手段(例えば、課徴金制度のような行政法上の措置や民事責任)といわばグラデーションの関係にある、エンフォースメント手段の一つとして捉えられ、また、期待されているのである。

2. 研究の目的

以上の背景のもとで、本研究課題は以下のような学術的「問い」を設定した。すなわち、上記のような特性を持つ刑罰法規群として理解される経済刑法には、一般的な刑法総論においては汲みつくされない問題が生じ、それによって、場合によっては異なる理論が妥当することがあるのではないかと。

本研究の第一の目的は、この学術的「問い」の答え、すなわち、経済刑法総論と呼ばれる領域を探求することである。また、この問いに答えることで、経済刑法総論と呼ばれる領域を構築するだけでなく、第二の目的、すなわち、経済刑法の諸罰則の解釈、運用、果ては立法のさらなる発展に寄与できるものと考えた。

経済刑法各論は、確かに、学説においてこれまで議論されてはいるものの、刑法典各則の犯罪に比べれば議論に乏しく、また、刑法総論の適用対象としてもあまり念頭に置かれてこなかった。それは、問題の分析・検討に各法システムの分析が不可欠だからである。他方で、各法システムの側も、刑法理論の知識を必要とする刑罰法規の分析には手を出しあぐねる状態にあった。その結果、一部の特別刑法罰則については、その法システムから「取り残された」状態にあると評価されているものすらある(山田泰弘=伊東研祐編『会社法罰則の検証』(日本評論社、2015年)参照)。このような事態は、経済刑法分野の実務上の重要性に照らせば、非常に問題のある状況である。経済刑法総論の構築は、刑法学と各法システムの狭間において曖昧な状態にあった問題領域明確に刑法学の手元に引き寄せることになり、それによって、経済刑法についての刑法学の更なる議論を引き起こす一助にもなるものと考えた。

3. 研究の方法

本研究課題の組織は、刑法(経済刑法)を専門とする研究代表者と、私法及び法と経済学を専門とする研究分担者の2名からなる。研究の対象は刑法学が中心であるため、研究の主体は研究代表者であり、研究分担者の役割は補助的なものにとどまる(ただし、研究分担者も、研究課題に関するやり取りの副次的成果とでもいうべきものを成果として公表している)。

具体的な研究方法として、経済刑法の各分野に散在する様々な領域から、経済刑法総論として取り上げるにふさわしい論点を抽出し、経済刑法総論として、通常の刑法総論においては議論が尽くされていない、領域固有の問題が存在するののかという検討を行った。具体的な検討対象となったのは、罪刑法定主義、故意その他の主観的要件、違法性に関する一般原理などである。検討の際、重要な視角となったのは経済刑法の独自性である。すなわち、本研究が取り出した「経済刑法」に共通する要素は、犯罪行為の態様が他の禁止行為や通常の経済活動と隣接性・連続性を持つこと、及び、それによって、刑罰がエンフォースメント手段として他の制度と並置されていることであり、経済刑法総論としての独自の分析を行う際には、これらの諸要素に鑑みる必要

がある。とりわけ、刑罰法規がエンフォースメントの一手段として考えられているという視点は、その妥当性の検証も含めて、本研究の独自性の一つである。

続けて、あるいは並行して、上記の成果に基づいて、経済刑法に属する各刑罰法規の検討を行った。具体的な検討対象となったのは、金商法、独占禁止法、不正競争防止法、消費者保護法(景品等表示法を含む)である。

4. 研究成果

以下に本研究の研究成果の概要を示す。

(1) 総論的検討 経済刑法総論の意義

前提としての罪刑法定主義の制約原理の確認

中核刑法とは異なる経済刑法の独自性を考えようとする場合、とくに解釈論との関係で罪刑法定主義によって画される限界について確認しておく必要がある。もっとも、罪刑法定主義における統制原理は一定の幅があるものであり、そして、以下に述べる通り、我が国の最高裁は、時代によって広狭あるものの、おおむね、罪刑法定主義による統制を緩やかにとらえて、解釈方法の柔軟性を重視している(なお、このような傾向について、刑法学説は常に賛否両論様々な意見であった点も指摘される)。

まず、類推解釈の禁止について、この原理が特に問題となるのは、立法時点では想定されていなかった事態が生じた場合である。もっとも、現行刑法定制から100年以上経過しその間社会経済には大きな変容があったにもかかわらず、類推解釈の禁止の問題が最高裁によって直接取り上げられたことは稀であり、また、類推解釈の禁止に抵触するとされた事案も存在しない。この点について、そもそも類推解釈の禁止は、類似性を基礎とする法解釈という手段の性質からすれば、そこまで厳しい制約ではなく(法解釈方法論の選択肢としては、「法文の文言にはあてはまらないが、類似するので同様に評価できる」という手法を用いることができず、代わりに、「法文の文言が〇〇という意味で、
の場合も(従来からの概念である
と同様に)それに包摂される」という手法を用いるということを強いられるというだけなので)その意味で、類推解釈の禁止は、その言葉が持つインパクト程には、解釈方法の統制・制約原理として機能していない。

次に、明確性の原則について、同原則は、不明確な刑罰法規は違憲無効とすべきという意味で、本来は立法に対する罪刑法定主義の要請であるが、「一応明確とされた法文を解釈によって具体化する際の手法や結果が明確か否か」という形で、裁判官に対する統制原理としての「解釈の明確性」を要求する見解が見られる。もっとも、判例においては、いわゆる合憲限定解釈を施した場面それ以外に、解釈の明確性について言及したものは存在しない。また、本来の意味での明確性原則についても、判例の示す「通常の判断能力を有する一般人の理解において、具体的場合に当該行為がその適用を受けるかどうかの判断を可能ならしめるような基準が読みとれるか」という定式は、かなり緩やかに運用されていることは周知の通りである(なお、とりわけ技術性・専門性の高い法領域においては、この運用を是とするほかはないと思われるが、代わりに、行政機関によるガイドラインの充実を通じて、処罰対象となる行為を可能な限り明確化することが望ましい。このことは、同時に法執行機関にとっても有用なはずである)。

経済刑法の独自性

以上の通り、罪刑法定主義による統制・制約はさほど厳しいものではなく、裁判所はある程度柔軟な解釈をすることが可能であるが、最高裁判例を通覧すると、犯罪類型によって判断の傾向に違いがあるように見受けられる。このことは、本研究の前提とする経済刑法の独自性が、ある程度の妥当性を有することを示すものと解される。

詐欺罪と背任罪に関する判断の違いからそのような傾向を見て取ることができる。二つの犯罪は、どちらも広範な処罰範囲をもたらすことが可能な文言を持ち、実際、判例実務においては広範な処罰範囲の限界を試すかのような動きがあったという点で共通点を持つ。判例実務は、同時に処罰範囲の適切な限界設定を試みようとしているが、その慎重さについては差異があるように見受けられる。具体的な例を挙げると、特殊詐欺に関しては、受け子が受け取る財物が詐欺の被害品である可能性を認識して受け取っていけば、詐欺罪の共同正犯が認められているのに対し、不正融資に関しては、借り手に犯罪行為についてのある程度の具体的な認識や単なる関与以上の行為があってはじめて特別背任罪の共同正犯が認められていることが指摘される。不正融資の借り手の共同正犯についての慎重な態度の根拠として、その経済活動の自由が言われることがあるが、融資を受けるために書類の偽造などを行っていたなど保護に値する「合理的」な経済活動と評価できるか疑問のある事案もあり、かつ、その事実だけでは共同正犯を認めるに足る理由とは考えられていない。

両者の違いは、各犯罪の日常生活との近接性(行為による自由の制約の程度)が一因であるように解される。特殊詐欺の場合、少なくともかけ子と受け子の関与する犯行全体を見れば、当罰的な詐欺であることは明らかである。他方、不正融資の場合、外形的には、通常の経済活動や処罰されない過失による融資との区別が曖昧であると評価できる。すなわち、許される行為と許されない行為の境界が曖昧な犯罪類型については、最高裁は、犯罪の成立を根拠づけるために慎重な認定を行おうとしているのではないかと推測できる。この点についてなお理論的な検討を

要するが、刑罰法規は名宛人の行動の自由を国家が制約するという機能を持っている以上、制約の程度が裁判所の判断に影響を与えることは考えられないものではない。

経済刑法に共通する犯罪成立限定理由

刑罰法規においては、「不法」「不正」などの表現が文言において用いられていることがある。これらの文言について、例えば刑法典の逮捕監禁罪（220条）や強盗利得罪（236条2項）などでは、実質的な意味を持つ要件とは理解されていない（ただし、不正指令電磁的記録に関する罪）。一方、経済刑法に属する刑罰法規においては、これらの文言が実質的な限定機能を持っていることがある。例えば、不正競争防止法における営業秘密侵害罪の主観的要件である「不正の利益を得る目的で、又はその営業秘密保有者に損害を加える目的」（不正利得加害目的、図利加害目的）においては、目的の「不正」性が実質的な意味を持ち、例えば、内部告発などの公益目的などで営業秘密を侵害した場合を構成要件段階で除外する機能を果たしている。このような実質的な「不法」「不正」の要件は、公益あるいは社会全体の厚生に適う行為を構成要件段階で排除する機能を持つものとして、文言で明言されていなくても経済刑法の刑罰法規に一般的に妥当すると考える余地がある。

例えば、背任罪（刑法247条）は、営業秘密侵害罪類似の図利加害目的という目的要件があるが、そこには「不正」の文言はなく、実際、内部告発などの公益目的があったとしてもそれだけでは図利加害目的は否定されないというのが現状の理解である。しかしながら、営業秘密侵害罪と同様に、あるいは、それ以上に背任罪において公益目的の行為を構成要件段階から排除する意義が認められるのではないかと解される（背任罪は、刑法典の犯罪であるが、その中には、非有体物である利益の「横領」のような類型と、それに該当しない経営者の背信的加害行為の二種類があり、とくに後者の類型については、通常の経済活動との隣接性や、民法・会社法の規範やエンフォースメント手段との関係性から経済犯罪と解する余地がある）。

（2）各論的検討

デジタル決済制度の保護

仮想通貨（暗号資産）、デジタル通貨のようなデジタル決済制度を悪用した横領類似行為が今後登場する見込みは高く、その当罰性は明らかであるが、現行法では、そのような行為は、利益の「横領」として、背任罪によって処罰される。もっとも、背任罪は横領罪より法定刑が軽く、犯罪の実態を正確に把握した処罰ができない可能性がある。類似の問題は、預金口座内の金銭の横領において古くから生じており、現行の判例実務では、預金口座内の金銭の法的な占有という構成によって、横領罪として処罰されている。この構成は、本来有体物に限定されていた横領罪の客体を実質的に無体物にまで緩和するものであり、それを拡張すればデジタル決済制度についても現行の横領罪によって捕捉することは不可能ではない（現にそのような解釈論を志向する見解もある）。

しかしながら、金銭を客体とする横領罪に関する判例・学説の展開に基づけば、預金による金銭の占有とは預金制度に基づき辛うじて認められる構成であり、デジタル決済制度が預金のような制度的保護を受けられているか（あるいは近い将来受けられるようになるか）は疑わしい。また、日本の刑法典の財産犯体系は、基本的に事実をベースとした規制の形態であり、テクノロジーの発展により経済が複雑化していくにつれ、関係者の実質的な経済的関係との間の齟齬が大きくなってきている。この齟齬を（罪刑法定主義に反しない限度で）解釈によって乗り越えることは不可能ではないのかもしれないが、その運用の負担は、司法制度の担い手である実務家への過剰な負担として現れる。したがって、デジタル決済手段の横領類似行為に対しては、（例えば、各法令で当該決済手段の保護をはかろうとする際に）新たな財産犯処罰規定を別途置くべきだと思われる。

商業賄賂の規制

公務員に関する贈収賄の処罰は長い伝統を持つのにに対し、商業賄賂（企業などの私人間の贈収賄）の処罰は比較的新しい問題である。公務員に対する贈収賄とは別に民間の商業賄賂を規制するのは、商業賄賂によって贈賄者やその属する企業が、取引の機会の獲得など、他の競争者に対する有利な立場を不当に得ていると考えられるためである。その意味で、商業賄賂は、不正競争手段の一種として捉えられてきた（競争歪曲型）。また、商業賄賂は、不正競争手段というだけでなく、収賄者の属する企業に対しても影響を及ぼす。すなわち、収賄者が賄賂と引き換えに自身の属する企業等に対して負う義務（忠実義務等）に違反することで、企業の意思決過程等に不当な影響を及ぼすほか、企業の財産に損失を生じさせ得るという点である（義務違反型）。

以上二つのタイプの商業賄賂について、比較法的に見ればドイツ刑法のように刑罰法規が存在するほか、日本も署名する国連腐敗防止条約においても犯罪である旨明記されている。しかし、日本においては、これら二つの類型について犯罪化の必要があるという議論はこれまでほとんど出てこなかった。

義務違反型の商業賄賂については、収賄者が雇用者に対して負う義務違反（の未遂）を処罰することになるので、その当罰性について疑問があるが、競争歪曲型については、経済刑法の一種として不正競争防止法などに処罰規定を創設することも十分選択肢たり得ると解される。もっとも、そのような刑罰法規を設けるに値する立法事実が存在すると言えるのか（換言すれば、日

本において商業賄賂がこれまであまり問題視されてこなかったのは何故か) について検討しなければならない(競争歪曲型の類型に含まれるものとして外国公務員贈賄罪があるが、民間企業に対する商業賄賂の規制と同様には考えることはできない)。また、競争歪曲型の商業賄賂を規制する場合、刑罰とそれ以外の他の規制手段との選択も問題となるであろう。公務員に対する贈収賄は、伝統的に刑罰の対象であったが、それはいわば収賄側に着目してのことであり、競争歪曲型のように贈賄側に着目して規制を行う場合、企業の経済活動に対する規制の実効性確保手段として、非刑罰的措置を用いることも一定の合理性があるように思われる。

消費者保護制度

詐欺とまでは評価できない消費者保護のために様々な行為規制等の違反について、刑罰法規に該当するのであれば(あるいは、新たに刑罰法規を創設しようとするれば)、それらの刑罰法規は経済刑法に属するものと解されるが、競争歪曲型の商業賄賂と同様、そのエンフォースを刑罰により行うべきか、非刑罰的手法によって行うべきかが問題となる。現行法上、非刑罰的手段として、景品表示法の課徴金制度が近時創設されており、同手段と刑罰との比較が重要になる。

これに関連して、近時、刑法学以外の分野から、エンフォースメント手段として刑罰よりも非刑事的手段をより活用すべしとの意見が多くなっており、課徴金はその代表例として挙げられている。しかしながら、刑法学の側から見れば、課徴金などの非刑罰的措置について、その対象行為は刑罰法規と共通することが多く、一部は明らかに刑法学に由来すると思われる内容を持つにもかかわらず、刑罰ではないということだけが強調され、その外延について精密な議論がなされていると言い難いところがある。刑罰を後退・撤退させ非刑罰的な措置が拡大することによって、刑事司法制度の実質的な潜脱が生じることが許されないのは言うまでもない。そのため、非刑罰的な措置の限界がどこにあるか、また、非刑罰的な措置に刑法理論の趣旨が妥当する部分がないのか、経済刑法総論の構築のためには、こうした問題を検討する必要がある。そのため、この点を、本研究課題に引き続く研究課題として設定した。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計8件（うち査読付論文 2件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 西内康人	4. 巻 1569
2. 論文標題 電子契約, スマートコントラクトと契約法	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 18-23
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 西内康人	4. 巻 93巻13号
2. 論文標題 相当性の抗弁再考 故意理解と表現の自由保護	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 244-253
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 品田智史	4. 巻 92巻12号
2. 論文標題 特殊詐欺事案における包括的共謀、及び、組織的詐欺について	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 23-29
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 品田智史	4. 巻 779
2. 論文標題 窃盗と詐欺の関係 (特集 ケーススタディで考える特殊詐欺)	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 33-39
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 品田智史	4. 巻 70巻1号
2. 論文標題 背任罪の凶利加害目的について	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 阪大法学	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 西内康人	4. 巻 91巻13号
2. 論文標題 錯誤と論理パズル+	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 243-249
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 品田智史	4. 巻 453号
2. 論文標題 不法領得の意思	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 31-35
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 西内康人	4. 巻 456
2. 論文標題 契約の成立と「書面」	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 18-21
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 1件）

1. 発表者名 品田智史
2. 発表標題 商業賄賂と日本の贈収賄罪
3. 学会等名 第5回武漢大学と経済刑法研究会との日中経済刑法検討会（国際学会）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 品田智史
2. 発表標題 背任罪の図利加害目的について
3. 学会等名 日本刑法学会
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計5件

1. 著者名 山口厚・井田良・佐伯仁志・松原芳博・仲道祐樹編（品田智史ほか50名著）	4. 発行年 2022年
2. 出版社 成文堂	5. 総ページ数 1038（401-416「金銭に対する横領罪」を執筆）
3. 書名 高橋則夫先生古稀祝賀論文集 下巻	

1. 著者名 浅田和茂、井田良、白取祐司、長井圓、丸山雅夫、吉田 敏雄編著（品田智史ほか29名著）	4. 発行年 2022年
2. 出版社 信山社出版	5. 総ページ数 912（703-730「詐欺罪・背任罪論の系譜」を執筆）
3. 書名 刑事法学の系譜	

1. 著者名 佐久間修編著（品田智史、小野晃正、川崎,友巳、十河太朗、豊田兼彦、安田拓人著）	4. 発行年 2020年
2. 出版社 三省堂	5. 総ページ数 320（第6講、第10講、第20講、第25講を執筆）
3. 書名 はじめての刑法学	

1. 著者名 山本 敬三、中川 丈久編著（品田智史、亀本洋、川濱昇、田中亘、前田健、河野俊行、稲谷龍彦、垣内秀介、山川隆一、佐藤英明、浅野博宣著）	4. 発行年 2021年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 442（365-385頁、「刑法の解釈方法と判例」を執筆）
3. 書名 法解釈の方法論	

1. 著者名 潮見佳男、千葉恵美子、片山直也、山野目章夫編、西内康人ほか著	4. 発行年 2018年
2. 出版社 商事法務	5. 総ページ数 592
3. 書名 詳解 改正民法	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	西内 康人 (NISHIUCHI Yasuhito) (40437182)	京都大学・法学研究科・准教授 (14301)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------